

令和2年度 関東森林管理局保護林管理委員会 議事概要

日時：令和2年10月23日（金）13時30分～15時52分
場所：関東森林管理局 5階 中会議室
Web開催（群馬県前橋市）

（1）令和2年度森林計画樹立箇所の保護林モニタリング調査結果について

- ・保護林モニタリング調査について、これまで茨城県はニホンジカの空白地帯であった。八溝山周辺については、シカの進入のフロントがどこにあるのかを情報公開、動向把握しておくべき。
- ・モニタリングの結果、調査期間が10年と設定している保護林についても、シカの確認情報があるため、今後、注意してもらいたい。

（2）令和元年度緑の回廊のモニタリング調査結果について

- ・富士山と丹沢の緑の回廊は、中央が自衛隊の演習地で途切れており、現地ではツキノワグマが少数になっている。せっかくのモニタリング調査であるので、相互の交流がどうなっているかまで把握するよう努力していただきたい。

（3）小笠原諸島森林生態系保護部会報告について

- ・特段の意見なし

（4）保護林・緑の回廊における利活用等案件について

(通知の見直し)

- ・資料では局と署の役割分担の内容がわかりにくい。もう少し整理が必要ではないか。

(風力発電)

- ・周囲が伐開されることによりイヌワシや他の猛禽類がエサ場として飛来する可能性がある。こうした情報も事業者に対して情報提供し、事業者による巡視等の際に併せて確認していくようにして欲しい。

- ・クマタカの衝突事故が起こった場合、一時的に風力発電施設の稼働を止めるなど、できるだけ環境への影響を低減して欲しい。事後調査をやることとなっているが、誰が、どのように意思決定していくのかも重要な点。

- ・これまでの事例では岩手の釜石で営巣地から15km離れたイヌワシの衝突事例がある。建設予定地の南西約10km圏内にイヌワシの営巣地が確認されており、危惧している。準備書には具体的な対応等については記載がないため、注意喚起の必要性を業者に理解してもらわなくてはいけない。

- ・緑の回廊の中にまで風力発電施設を作る必要性に疑問がある。風力発電施設を設置することにより失うの方が大きいのではないか。やむを得ないとするならば、事業者に対して求めるべきものを求めていく必要がある。

- ・取付管理道路、水処理など土地の改変については、具体的な設計等が明示されていないため評価ができない。具体的な工法等を含め、設計をしっかりと見ておくべきであり、この点を詰めていく必要がある。

(修景伐採)

- ・樹木は生長するため、長い目でみれば何回も伐採が必要となる。何年後にどの程度の生長になるのか先を見据えたシミュレーションが必要。